

「信用取引の契約締結前交付書面」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
<p>(1) 信用取引とは (省略) <u>○信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS(私設取引システム)において行われるもの(「PTS 信用取引」といいます。)がありますが、当社では PTS 取引、PTS 信用取引は扱っておりませんので、この書面に記載されている事項は、すべて金融商品取引所で行われるものを対象としています。</u></p> <p>(3) 信用取引の仕組みについて ○ 制度信用取引 (省略) ・ <u>制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割、株式無償割当て、会社分割、株式分配、その他権利付与(以下「株式分割等」といいます。)による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行うことで、売り方・買い方双方の不公平をなくします。(注)例えば、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。</u> (省略)</p> <p>(4) 信用取引に係る金融商品取引契約の概要 当社における信用取引については、以下によります。 ・ 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託 注文の媒介、取次ぎまたは代理 <u>株券等の売買の媒介、取次ぎまたは代理</u> (下線部の改行) ・ 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理</p> <p>(7) 当社の概要 (省略) <u>設立年月 1934年 4 月</u></p>	<p>(1) 信用取引とは (省略) (新設)</p> <p>(3) 信用取引の仕組みについて ○ 制度信用取引 (省略) ・ 制度信用取引によって売買している株券等が、株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行います。(注)ただし、株式分割の場合の権利の処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。 (省略)</p> <p>(4) 信用取引に係る金融商品取引契約の概要 当社における信用取引については、以下によります。 ・ 顧客に信用を供与して行う株券等に係る次の取引 取引所金融商品市場または外国金融商品市場の売買立会による市場への委託 注文の媒介、取次ぎまたは代理、<u>株券等の売買の媒介、取次ぎまたは代理</u></p> <p>・ 信用取引に係る委託保証金または代用有価証券の管理</p> <p>(7) 当社の概要 (省略) 設立年月 昭和 9 年 4 月</p>

新

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

電話番号：03-5117-1323（お客さま相談室）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

別紙 1 | 信用取引に係る手数料・諸経費等

◇証券総合口座顧客の手数料割引率が適用されます。

（削除）

1. 信用取引手数料

(2) ホームトレードサービス利用のお客さま

ア 取引報告書等の電子交付を選択した場合（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

約定代金	手数料率
100万円以下	1,485円
100万円超	無料

旧

（新設）

（新設）

別紙 1 | 信用取引に係る手数料・諸経費等

◇証券総合口座顧客の手数料割引率が適用されます。

適用される商品は、国内株式、転換社債型新株予約権付社債（国内転換社債）。

1. 信用取引手数料

(2) ホームトレードサービス利用のお客さま

ア 取引報告書等の電子交付を選択した場合（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

約定代金	手数料率
100万円以下	1,100円
100万円超 300万円以下	約定代金総額×0.1100%
300万円超	無料

新

イ 取引報告書等の郵送交付を選択した場合（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

約定代金	手数料率
100 万円以下	1,650 円
100 万円超 300 万円以下	約定代金総額× <u>0.165%</u>
300 万円超	無料

改定年月日 2023 年 10 月 1 日

旧

イ 取引報告書等の郵送交付を選択した場合（手数料算出額は消費税相当額を含みます。）

約定代金	手数料率
100 万円以下	1,210 円
100 万円超 300 万円以下	約定代金総額×0.1210%
300 万円超	無料